

岩倉市私立高等学校等授業料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立高等学校等の授業料を負担している者に対して岩倉市私立高等学校等授業料補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、公私立学校間の授業料負担の格差の是正を図り、もって教育の機会均等の原則を確保し、併せて私立学校教育の振興に寄与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「私立高等学校等」とは、国及び地方公共団体以外の者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づき設置している高等学校及び同法第124条の規定に基づき設置している専修学校（高等課程に限る。）をいう。

(対象者)

第3条 授業料の補助対象者（以下「対象者」という。）は、補助を受けようとする学年度の10月1日（以下「基準日」という。）に私立高等学校等に在籍する生徒の授業料を現に負担している者のうち、基準日において市内に住所を有し、対象者の属する世帯が別表のいずれかに該当するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する生徒の保護者等は、補助金を受けることができない。

(1) 基準日において、当該学校における特待生等で授業料の納付を全額免除されている生徒

(2) 通信制の課程、専攻科又は別科に在籍する生徒

(補助額)

第4条 補助額は、1学年度につき次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該学年度分として私立高等学校等へ納入すべき授業料の額が補助金額に満たない場合は、その納付すべき授業料相当額とする。

(1) 別表の甲に該当する世帯 年額22,000円

(2) 別表の乙に該当する世帯 年額14,500円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請する者は、岩倉市私立高等学校等授業料補助金交付申請書兼請求書（様式第1）を当該学年度の10月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の提出時に対象者の資格を確認するために必要な資料の提出を求めることができる。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、岩倉市私立高等学校等授業料補助金交付申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、岩倉市私立高等学校等授業料補助金交付決定通知書（様式第2）により対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、対象者の指定された金融機関口座に支払うことによって行うものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、対象者が偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた場合は、その者が既に受けた補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

県の区分	所得基準
甲	課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額（政令指定都市は当該額の4分の3を乗じた額）を控除した額（以下「算定基準額」という。）が212,700円未満の世帯
乙	算定基準額が270,300円未満の世帯

様式第1 (第5条関係)

岩倉市私立高等学校等授業料補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

岩倉市長 殿

(申請者) 住 所
 授業料負担者名
 電話番号

岩倉市私立高等学校等授業料補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、年度市民税額については、私が属する世帯についての課税台帳等の税務関係資料を調査されることについて異存はありません。

対象生徒	学 校 名	高等学校 専修学校		
	学 科 及 び 学 年	科		年
	氏 名 (生年月日)	(年 月 日生)	申 請 者 との続柄	
	住 所			
学校証明欄	上記の対象生徒は、 年10月1日現在、本校に在学していることを証明します。 なお、上記の生徒の授業料は月額 円であります。 (実質保護者負担額 月額 円) 上記の対象生徒は、今年度の愛知県私立高等学校授業料軽減事業における 甲 乙 の区分により軽減決定を受けている対象者であることを証明します。 ※該当する区分に○を付してください。 年 月 日 学校名 学校長 印			

補助金の支払については、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協			本店 支店
預金の種類	普 通・当 座	支店番号		
	口 座 番 号			
フリガナ				
口座名義				

右表には記入しないでください

補助区分		交付金額	円
------	--	------	---

様式第2（第6条関係）

岩教学発第 号
年 月 日

生徒名 様
様

岩倉市長

年度岩倉市私立高等学校等授業料補助金交付決定通知書

年度岩倉市私立高等学校等授業料補助金の交付については、岩倉市私立高等学校等授業料補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

補助金については、年 月 日に指定された口座に振り込みます。

記

補助金額

円